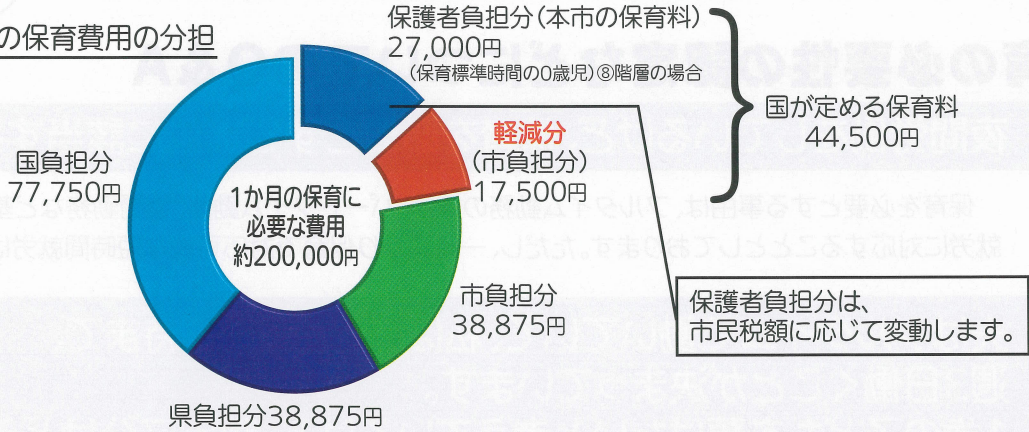


保育費用の分担の内訳は以下のようになっています

★0歳児の場合の保育費用の分担



本市の「保育料」は、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、国が定める「保育料」【左の表】から、本市独自に軽減を行い、応能負担※の考え方を基に決めました。宇都宮市の「保育料」は、【下の表】をご覧ください。

※応能負担とは…各自の能力に応じて負担することで、高所得者は負担額が高く、低所得者は負担額が低いことです。下記の保育料の表は平成27年4月からになりますが、社会環境の変化などにより、今後、見直す場合があります。

平成27年4月からの本市の「保育料」(予定)

教育標準時間認定(1号認定)の保育料(月額)

階層区分	保育料	
	教育標準時間	
	3歳児	4歳以上児
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税非課税世帯	0円	0円
③市民税所得割非課税世帯	3,000円	2,000円
④市民税所得割課税額 48,600円以下	5,000円	4,000円
⑤市民税所得割課税額 77,100円以下	7,000円	6,000円
⑥市民税所得割課税額 97,000円以下	9,000円	8,000円
⑦市民税所得割課税額 109,000円以下	12,000円	10,000円
⑧市民税所得割課税額 169,000円以下	14,000円	12,000円
⑨市民税所得割課税額 211,200円以下	15,000円	13,000円
⑩市民税所得割課税額 211,201円以上	21,000円	18,000円

保育料算定に使用する【市民税所得割課税額】の算出方法については、Q&Aに記載しています。

保育認定(2号認定《満3歳以上》・3号認定《満3歳未満》)の保育料(月額)

階層区分	2号認定保育料				3号認定保育料	
	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間	保育短時間
	3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児		
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
③市民税所得割非課税世帯	5,000円	4,000円	4,000円	3,000円	6,000円	5,000円
④市民税所得割課税額 48,600円未満	7,000円	6,000円	6,000円	5,000円	8,000円	7,000円
⑤市民税所得割課税額 77,100円未満	11,000円	10,000円	10,000円	9,000円	13,000円	12,000円
⑥市民税所得割課税額 97,000円未満	12,000円	11,000円	11,000円	10,000円	14,000円	13,000円
⑦市民税所得割課税額 109,000円未満	19,000円	18,000円	18,000円	17,000円	20,000円	19,000円
⑧市民税所得割課税額 169,000円未満	24,000円	21,000円	23,000円	20,000円	27,000円	26,000円
⑨市民税所得割課税額 211,200円未満	30,000円	26,000円	29,000円	25,000円	37,000円	36,000円
⑩市民税所得割課税額 301,000円未満	33,000円	27,000円	32,000円	26,000円	41,000円	40,000円
⑪市民税所得割課税額 341,000円未満	33,000円	27,000円	32,000円	26,000円	54,000円	53,000円
⑫市民税所得割課税額 397,000円未満	33,000円	27,000円	32,000円	26,000円	56,000円	55,000円
⑬市民税所得割課税額 397,000円以上	33,000円	27,000円	32,000円	26,000円	67,000円	65,000円

新制度についてもっと知りたい!



保育の必要性の認定などについてのQ&A

Q 夜間労働をしているけど、保育を必要とする事由に該当するの？

保育を必要とする事由は、フルタイム勤務のほか、パートタイム勤務、夜間勤務など基本的にはすべての就労に対応することとしております。ただし、一時預かり保育で対応可能な短時間就労は除きます。

Q 夫はフルタイムで働いていて、私は、9時から15時まで、週3日働くことが決まっています。1歳の子どもを預けたいと考えているけど、認定区分はどうなるの？

奥様の1か月当たりの勤務時間等が、120時間未満であるため、認定区分は「3号認定」の『保育短時間認定』になるものと思われます。

Q 子どもが満3歳以上の場合、地域型保育事業は利用できないの？

地域型保育事業では、原則0歳から2歳までのお子さまが対象となりますので、地域型保育事業を行う「小規模保育事業」や「家庭的保育事業(保育ママ)」には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」(認定こども園や幼稚園、保育所)を設定することになっております。

このため、「連携施設」において、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。

なお、満3歳以上児のお子さまが小規模保育事業などで引き続き保育が必要であると市が判断した場合は、満3歳以降も利用できることがあります。

Q 今、家庭で1歳の子どもの育児をしていて、保育を必要とする事由に該当しないけど、何も支援は受けられないの？

満3歳未満で認定こども園や保育所、地域型保育事業を利用する場合は、保育を必要とする事由に該当し、支給認定を受けていただくこととなりますが、ご家庭で子育てされている方については、支給認定を受けていなくても「地域子育て支援拠点事業」や「一時預かり事業」などの「地域子ども・子育て支援事業」(3・4ページ参照)をご利用いただけます。

保育料についてのQ&A

Q 3号認定を受けていて、満3歳になったら2号認定になるみたいだけど、保育料はどうなるの？

満3歳になって年度途中で2号認定になった場合の保育料は、その年度中は、「3号認定」の保育料となります。「2号認定」の保育料に切り替わる時期は、翌年度(4月)となります。

Q 年度の途中で、利用施設を幼稚園(1号認定)から保育施設等(2号認定)に変更した場合、保育料はどうなるの？

年度の途中で、1号認定から2号認定(又は2号認定から1号認定)に変更した場合、認定を受けた翌月又は、保育施設等(又は幼稚園)に入所(園)した月から変更となります。